

政策の立案から施行 その流れとは？

時折いただく「国の政策立案って具体的に何をしていますか？」「制度設計と言われてもイメージが湧かない」との声にお答えして、広域食中毒事例の探索を例に制度設計の提案から検討、施行までの流れをご紹介します。

食中毒調査と散発・広域事例

通常は各自治体が主体となって進める食中毒調査ですが、食品流通や人の移動が広域化する中で地方をまたぐ事例、特に腸管出血性大腸菌（EHEC）によるものの発生やその対応にあたっての情報共有の遅れ、そこから生じる原因究明の難しさが課題となりました。

そこで、早期探知や被害拡大の防止を目的に、分子疫学的な検査手法、喫食歴に代表される聞き取り調査とこれらの情報の集約と共有についてといった課題について検討を行い、実行に向けて研修の実施や法改正も行いました。

MLVAとは？

Multiple-Locus Variable-number tandem repeat Analysis（反復配列多型解析法）の略称。染色体の特定領域で認められる短い塩基配列の繰り返し回数を数え、複数領域で回数を比較することで菌株間の遺伝的な近さを分析します。

NESIDとは？

National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseases（感染症サーベイランスシステム）の略称。感染症法に基づく発生の届出や、積極的疫学調査に関する全国の情報を集約・共有するためのシステムです。

厚生労働省 食品衛生部門

「見えないつながり」を追って
— 新たな調査体制の構築

何らかの共通要因がありそうな患者の散発的な発生が認められても、当時は、遺伝子型がタイムリーに共有されないといった理由から、早期探知が難しく、もどかしく感じていました。課題を順に解決しながら、時には関係者との意見の相違を乗り越えつつ、新しい調査の仕組みを皆で作りに上げていくことは、得がたい経験でした。

東京都保健医療局健康安全部

国と自治体との調整作業を経て
決定した運用

広域事案の探知には、国による一元的な情報収集と解析が効率的で、その結果を自治体にフィードバックするよう要望しました。また、肉類に偏りがちな喫食調査に、その他の視点を盛り込めるような調査票等の工夫や、自治体職員の負担増が最小限となるような配慮も要望しました。何度も意見交換し、現場を持つ自治体の意見を尊重していただけたと思います。

厚生労働省 感染症部門

感染症・食品衛生部門の連携による
MLVAリストの活用

EHECの発生事例を踏まえ、自治体内・自治体間の感染症部門と食品衛生部門の連携が不十分という課題が挙がりました。感染症対策課では、JIHSでのMLVAデータ解析や食品監視安全課等との定期的な情報共有により、部門間・自治体間の連携を進めており、今後もEHEC対策等での関係者連携を図っていきたく考えています。

国立健康危機管理研究機構（JIHS） 国立感染症研究所 応用疫学研究センター

データ連携が拓いた
広域食中毒への対応

広域食中毒の検出や分析は地域では散発にて困難なことが多く、全体を俯瞰した対応が不可欠です。出自の異なる病原体情報（MLVA リスト）と感染症情報（NESID リスト）とを突合させ、異常を検出し、疫学情報を分析していく科学的アプローチが制度として根付いたことは非常に画期的であり、印象に残っています。

